

平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 ニッピ
代 表 者 名 代表取締役社長 伊藤 隆 男
(J A S D A Q ・ コード 7 9 3 2)
問 合 せ 先 総務担当常務取締役 吉原 道 博
電 話 03-3888-6651

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 168 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、また、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号以下「改正会社法」)において業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが可能になったことを踏まえ、現行定款第 30 条(社外取締役との責任限定契約)について所要の変更を実施するものであります。
なお、現行定款第 30 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、また、改正会社法において社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが可能になったことを踏まえ、現行定款第 40 条(社外監査役との責任限定契約)について所要の変更を実施するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会	2015 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	2015 年 6 月 26 日

以 上

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 30 条 (新設)</p> <p>当社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第 427 条第 1 項の責任について、当該<u>社外取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項に定める責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で</u>、会社法第 427 条第 1 項の責任について、当該<u>取締役（業務執行取締役である者を除く。）</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 40 条 (新設)</p> <p>当社は、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第 427 条第 1 項の責任について、当該<u>社外監査役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第 40 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項に定める責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>監査役との間で</u>、会社法第 427 条第 1 項の責任について、当該<u>監査役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>